

2021 年 7 月 21 日

一般社団法人 日本医療法人協会
会長 加納 繁照 様

公益社団法人日本臨床工学技士会
理事長 本間



臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定による研修の
受講の促進および修了者の医療現場での積極的活用について (お願い)

謹啓 時下 ますます ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当会事業に多大なる協力をいただき、ありがたく御礼申し上げます。

すでにご承知のこととは存じますが、2021 年 5 月 28 日 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の公布により、臨床工学技士法(昭和 62 年法律第 60 号)の一部改正がなされました。これに基づき、臨床工学技士に新たな業務範囲が与えられ(別添 1)、医師の働き方改革の推進に貢献することが求められております。

既免許取得者による追加業務の実施にあたっては、2021 年 7 月 9 日付 厚生労働省告示第 275 号・第 277 号による厚生労働大臣が指定する研修の受講が必須とされ、当会におきまして、本年 10 月 1 日の法律施行に向けて、「臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定による研修」を実施いたします(別添 2)。

つきましては、貴会の会員施設におかれまして、下記のとおり当該施設所属の臨床工学技士の研修受講等につき、ご配慮いただきたく存じます。

末筆ではございますが、今後とも ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 研修の開催に対する指導者の派遣

- ・実技研修の開催にあたりまして、多数の講師および実習補助者等が必要となります。
- ・当会の依頼により、各医療機関の臨床工学技士、医師や看護師の派遣をお願いいたします。

2. 臨床工学技士の研修受講の促進

- ・所属の臨床工学技士に対して、研修の受講を促していただきますよう お願いいたします。
- ・受講のための時間の確保、費用の負担等につきまして、各医療機関において支援いただけますと幸甚に存じます。

- | | | |
|-------|----------------------------|--------------|
| ・研修内容 | 基礎研修：e ラーニング(オンデマンド型)により実施 | 約 20 時間 |
| | 実技研修：対面式により模擬医療機器等を用いて実施 | 2 日間 |
| ・受講料 | 日臨工会員：38,000 円 | 非会員：60,000 円 |

3. 修了者の臨床現場における活用

- ・ 透析医療の現場、手術や処置・その他の急性期医療の現場において、医師等からのタスク・シフト/シェアに、研修を修了した臨床工学技士を活用いただきたく お願いいたします。

以上



臨床工学技士の業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定による研修について

既免許取得者による別添 1 の実施にあたり、2021 年 5 月 28 日公布の「良質かつ適切な医療を効的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の附則第 15 条および 2021 年 7 月 9 日公布の「政令第 203 号 臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令」により、厚生労働大臣が指定する研修の受講が義務付けられている。

1. 研修会の主催等

- ・主催：公益社団法人日本臨床工学技士会
- ・後援：公益社団法人日本医師会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本病院会、一般社団法人医療法人協会（予定）

2. 受講の対象者

- ・2025 年 4 月 1 日より前に臨床工学技士の免許を受けた者
- ・同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であって同日以後に臨床工学技士の免許を受けた者

3. 実施の概要

- ・コア期間 2021 年 9 月～2027 年 3 月
- ・修了者数 目標 2.8 万人 (2024 年 3 月末時点 1.6 万人)
- 開始時期 基礎研修：2021 年 9 月 13 日(月)～ 実技研修：2021 年 9 月 25 日(土)・26 日(日)～
※受講申込み 2021 年 8 月 18 日(水)～
- ・開催回数 約 280 回 (通常開催のみ) ※必要に応じて特別開催等として実施を検討
- ・定員数 最大 120 人
- ・受講料 日臨工会員：38,000 円 非会員：60,000 円
- ・研修内容 基礎研修：e ラーニング (オンデマンド型) により基礎的な知識を習得 約 20 時間
実技研修：対面式により、2 人 1 組で模擬医療機器等を用いて実技を習得 2 日間

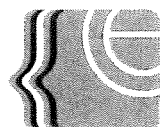
4. 実技研修の開催計画

- ・開催日 原則 毎週末
- ・開催地 全国の 6 ブロック主要都市 (関東・甲信越 約 75% 近畿 約 10% 他 約 15%)

*2021 年度の開催予定 (最終調整中) ※詳細→<https://www.ja-ces.or.jp/kokuji-kenshu/>

		関東・甲信越 (東京)	近畿 (大阪)	北海道・東北	中部	中国・四国	九州・北海道
2021 年	9 月	1 回					
	10 月	5 回					
	11 月	6 回	1 回				
	12 月	4 回		1 回			
2022 年	1 月	5 回	1 回		1 回		
	2 月	6 回				1 回	
	3 月	5 回	1 回				1 回

以上



臨床工学技士の
業務範囲追加に伴う厚生労働大臣指定による研修

ロゴに込めた想い：

複数の横顔が覆った臨床工学技士: Clinical Engineerが増えることを示す。
一人ひとりがタスク・シフト/シェアを実現してゆく決意を顕す。

臨床工学技士の業務範囲追加について

医師の働き方改革の推進に係る議論を踏まえ、臨床工学技士の新たな業務範囲として次が追加された。

<p>1. <u>血液浄化装置の穿刺針その他の先端部の表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又は表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去</u> ※従来の業務範囲であった「シャントへの接続又はシャントからの除去」に追加</p>
<p>・ 2021年7月9日公布 「政令第203号 臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令」</p>
<p>2. 生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置（生命維持管理装置を除く）の操作（当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む）</p> <p>① <u>手術室又は集中治療室で生命維持管理装置を用いて行う治療における静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続、薬剤を投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリンジポンプの操作並びに当該薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血</u>（輸液ポンプ又はシリンジポンプを静脈路に接続するために静脈路を確保する行為についても、「静脈路への輸液ポンプ又はシリンジポンプの接続」に含まれる。）</p> <p>② <u>生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテル治療における身体に電氣的刺激を負荷するための装置の操作</u></p> <p>③ <u>手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術における体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラの保持及び手術野に対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作</u></p>
<p>・ 2021年5月28日公布 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」</p> <p>・ 2021年7月9日公布 「厚生労働省令第119号」第3条</p>

以上